

航空学生の採用時身体検査について

令和8年7月28日
海上幕僚監部人事教育部人事計画課
首席衛生官付衛生企画室

下記のとおり防衛省の航空学生の採用時身体検査における実施事項及び補足説明を示します。

1 検査について

(1) 採用時の航空身体検査

採用時は、航空身体検査に関する訓令第5条に定める航空身体検査甲の基準を用いた採用時身体検査を受検していただきます。

なお、合格基準等は、航空身体検査に関する訓令をご覧ください。

(2) 航空身体検査の実施及び判定

隊員である医師及び歯科医師が担当します。従って、事前に民間の航空身体検査指定機関にて受検している場合であっても、改めて航空身体検査を実施し判定します。

(3) 各検査項目の補足説明

各検査項目に関する説明を次表に示します。説明内容は、各種検査において、問い合わせの多い検査目的や検査要領についてです。合格基準は、航空身体検査に関する訓令を参照ください。

本資料では、測定に使用する機器の写真を掲載することは控えさせていただきますが、一般的な検査機器と差異はないため、インターネット等で各種検査名を検索すると、測定機器の写真等が確認可能ですので、参考としてください。

2 航空学生の採用時身体検査に関する問い合わせ等について

(1) 問い合わせ先

防衛省の航空学生の採用時身体検査に関するご質問やご相談は、最寄りの地方協力本部へお問い合わせください。なお、最寄りの地方協力本部は、下記のURLより検索可能です。

<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/contact/chihon/index.html>

(2) 防衛省航空身体検査に関する訓令

下記のURL先で、「航空身体検査」と検索すると閲覧可能です。

http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_web/

航空身体検査における検査項目補足説明		
検査項目	補足説明	
	検査目的または測定要領	備 考
1 身 長	—	
2 体 重	—	
3 呼吸機能	—	
4 血 圧	—	
5 脈 拍	—	
6 起立耐性	—	
7 視 力 (1) 遠距離視力 (2) 中距離視力 (3) 近距離視力	(1) 遠距離視力 立ち位置から <u>5m 先</u> のランドルト環等の指標を読みます。 (2) 中距離視力 坐位で、<u>80cm 先</u> のランドルト環等の指標を読みます。 (3) 近距離視力 坐位で、<u>30cm 先</u> の<u>文字等</u>を読みます。	
8 斜 位	両眼視機能に異常がないか、眼位のずれを検査します。検査器材は、一般的な機器と差異はありません。上下と左右に走る赤い線が、被検査者の真ん中と認識する位置を測定し、誤差が許容内か判定します。	
9 輻輳近点	両眼で単一の像(点)として見続けることができる最も近い距離を測定します。	
10 眼球運動	眼の動き(全方向)が正常か検査します。	
11 色 覚	測定器材を用いて、見えている文字を読みます。	航空身体検査の色覚検査における合格基準は、自衛官の身体検査の合格基準より厳しいです。
12 深視力	3本の棒が並んでおり、真ん中の棒のみが前後に動く機器を用いて検査を行います。約 2.5m 離れた位置から見て、3本の棒が揃ったと認識した位置で、真ん中の棒を停止させ、停止位置のズレを評価します。	

検査項目	補足説明	
	検査要領概要	備 考
13 視 野	ペリメーターを用いて測定します。 正面を見た状態で、各方位で見えていない部分が無いか検査します。	
14 夜間視力	暗闇の中で、見えているか確認します。	
15 聴 力	オーディオメーターを用いて測定します。ヘッドホンから微かに聞こえてくる高音(ピー)や低音(プー)の音量が小さくなった大きくなったりしますので、小さい音量がどこまで聞こえるかにより、聴力を測定します。	
16 心電図	測定器材を用いて、循環器系の異状が無いか検査します。	
17 歯 科	虫歯や歯科矯正状況等を確認します。	
18 耳管通気	耳抜きを行います。バルサルバ法により、鼻をつまんだ状態で耳管に空気が通っているか確認します。	
19 疾患等	航空身体検査に関する訓令には、全身状態、感染症、新生物(ポリープ)等の様々な規定が設けられています。症状は千差万別であるため、包括的な記載となっていますが、端的には『身体が操縦に集中できる状態か、または航空機を安全に運航できる状態か』という観点で、合否判定を行います。	各種症状や服薬の種類によって、合否判定に違いが出ますので、お悩みの場合は最寄りの地方協力本部募集課(広報官等)へご相談ください。
20 総 合	上記に示した検査結果及び問診をもって、総合的な判定を行います。また、本受検のみで判断できない症状等については、精密検査を受けていただきより高度な情報をもって合否判定を行う場合があります。	

3 防衛省における航空身体検査に関するQ&A

航空身体検査に関するよくある質問について以下に示します。

(1) 航空身体検査の内容・基準に関する質問

Q 1. 航空身体検査の実施項目および実施要領を公開できないか。

A. 海上・航空自衛隊航空学生採用試験における、航空身体検査の実施項目は、採用要項に示していますので、ご確認ください。また、検査実施要領は、前項に示すとおりです。身体検査時にご説明しておりますので安心して受検してください。

Q 2. 各検査項目の具体的な合格基準（正常値）はどの程度か。「正常なもの」「異常のないもの」などという表現を具体的に示せないか。

A. インターネット上で航空身体検査に関する訓令をご確認ください。合格基準を示しています。

Q 3. 民間航空や国交省の航空身体検査とどのような差異があるのか。

A. 国土交通省が示す航空身体検査マニュアルは、パイロットとして最低限必要な法的基準です。民間企業の採用基準は把握しかねますが、使用している航空機の違いや、飛行方法の違いから、一部に差異があると理解していただけると幸いです。

Q 4. 海自と空自で身体検査基準に違いはあるのか。

A. 航空身体検査基準は概ね同一です。併願して受検された場合は、各自衛隊毎に合否判定する医官が指定されていますので、受検者の心身の状態が航空身体検査基準に適合するか判定しています。

Q 5. 「航空業務に支障のないもの」とは具体的にどのような状態か。

A. 同一の病名であっても病歴を踏まえて個別検討をして上で、合否判定を実施しています。症状によって、判定に違いがあるため一般化して示すことは出来ません。

Q 6. 各検査項目において、いずれか一つでも基準を満たさない場合は不合格となるのか。

A. 全ての項目に合格する必要があります。

Q 7. 身体検査基準の許容範囲は存在するのか。

A. 身長や体重に関しては、検査値で日内変動や測定誤差を加味した判断を行っています。また、受検時に何らかの症状を患っており、服薬治療を受けていても、治癒を見込めるものは、航空業務に支障がないと判断できる場合もあります。

Q 8. 骨折や脱臼の既往歴があります。不合格になりますか。

A. 自然治癒または術後で、航空業務に支障のない状態であれば合格です。四肢運動等で確認します。

Q 9. 小児喘息の既往歴があります。不合格になりますか。

A. 12歳までに治癒した小児喘息の既往歴は不合格疾患として扱っていません。治療状況を正確に申告してください。

(2) 視力・視機能に関する質問

Q10. レーシックや ICL などの視力矯正手術を受けた場合は不合格となるのか？また、レーシックを施術予定としている場合は、視力が「改善見込み」として扱われるのか。

A. レーシック手術や ICL 挿入術を受検時に既に受けている場合は不合格となります。また、レーシック手術予定を理由に「改善見込み」と判断し、視力検査基準を緩和することはありません。(令和8年7月現在)

Q11. オルソケラトロジーによる視力回復治療は不合格になりますか。

A. 不合格となります。また、受検時に自己申告がない場合でも、オルソケラトロジーは角膜の形状に特徴的な変化が生じるため、検査の過程で治療歴について確認する場合があります。

Q12. 遠距離・中距離・近距離視力とは具体的にどの距離を指すのか。

A. それぞれ 5m、80 cm、30 cmの距離で検査を行っています。

Q13. ジオプトリーとは何ですか。

A. ジオプトリーとは、レンズの屈折力の単位です。航空身体検査に関する訓令に、矯正視力の許容範囲を示しています。視力に不安のある方は、眼科にて、自らの裸眼視力を矯正するためのレンズがどの程度の屈折力か確認可能です。

Q14. 色覚検査の基準は他の自衛隊採用試験と同一か。

A. 色覚検査の判定基準は、他の自衛官採用区分と異なります。

Q15. 視力検査は訓練や練習により合格可能か。

A. 一般的に、訓練や練習による改善は期待できないと考えられています。一方で、若い世代へのスマートフォン等の普及により視力の低下が検査結果に影響している可能性が見受けられます。日々の生活におけるスマートフォン等のデジタル画面との向き合い方を考えていただけると幸いです。
(長時間のスマホゲーム、暗闇でのスマホ等の使用、寝ながらスマホ等)

Q16. 持参した眼鏡は検査で使用できるのか。

A. 採用要項に記載のとおり、矯正視力で受験される方は遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡（単焦点レンズ）で測定しますので持参してください。なお、持参された矯正眼鏡で矯正視力 1.0 を満たさない場合は、検査会場にある測定用のレンズを用いて、矯正視力を測定します。

（3）身長・体重・体格に関する質問

Q17. 身長および体重の基準はどの程度の許容幅があるのか。

A. 採用要項に示す基準に対し、日内変動や測定誤差を加味した判定を行っています。

(4) 服薬・既往歴・疾病に関する質問

Q18. 不合格となる薬剤の服用基準はどの程度か。

A. 治療中の疾患については、身体検査のほか、必要に応じて診断書等を提出してもらうことで、航空業務への影響を個別に検討します。航空業務に支障を来す副作用(眠気等)を引き起こしうる薬剤を用いた治療が必要な場合、不合格となります。

一方で、副作用を考慮し効果が穏やかな薬剤を使用した結果、現在の病気(症状)が十分に抑えられていない場合は、不合格となり得ます。

Q19. なぜ薬を飲むことに制限があるのですか。

A. 薬には副作用があり、その副作用が航空機の運航に影響を及ぼすため制限が課せられています。特に、服用後には睡魔に襲われたり、集中力や判断力を低下させる副作用が出る可能性があるためです。風邪薬やアレルギー用飲み薬に含まれる抗ヒスタミン剤の一部が代表的な薬に該当します。

Q20. 既往歴や服薬歴を申告しなかった場合はどうなりますか。

A. 既往歴や服薬歴は、航空身体検査の適正な判定に必要な情報です。申告内容に事実と異なる記載が判明した場合は、不合格となりますので、正確に申告してください。

Q21. 花粉症・アレルギーはどの程度で不合格となるのか。

A. 上記 Q18 の回答のとおりです。参照とされてください。なお、防衛省の航空身体検査において、現在、航空業務従事が認められている抗アレルギー薬は、フェキソフェナジン及びロラタジンの内服薬と、外用薬(点鼻・点眼)です。

Q22. 慢性副鼻腔炎などの慢性疾患はどの程度で不合格となるのか。

A. 既往で不合格と判断する疾患と、現症で不合格と判断する疾患があります。航空身体検査に関する訓令を確認ください。

Q23. 腰椎・関節などの手術歴がある場合、合否に影響するのか。

A. 重症度に応じて合否判定を実施します。

Q24. 歯科（虫歯・矯正）の基準はどの程度か。

A. 虫歯の大きさ、歯周病（歯茎の状態）、粘膜の疾患、顎関節症などを総合的に診て判定します。必要に応じて診断書等を提出してもらうことで、航空業務への影響を個別に検討します。

Q25. アトピー性皮膚炎の「重症」とはどの程度か。

A. 上記 Q18 の回答のとおりです。参照としてください。

Q26. 月経異常に伴うピル（経口避妊薬）の服用は不合格になるのか。

A. 内服開始後 4 か月以上が経過し、月経異常の原因となる疾患がなく、かつ血栓症等の副作用がないことを確認できれば合格となります。防衛省の航空身体検査を受検する場合、受検日から遡って 4 か月以内の服用開始である者は、症状の有無に関わりなく不合格となります。

Q27. 刺青除去手術を受けた者は不合格となるのか。

A. 刺青除去術後の瘢痕（はんこん）については、一般の瘢痕（一般的な傷跡）として取り扱い、衛生上の問題がないか総合的に判断した上で、可否判定されます。

（５）検査実施・受験手続に関する質問

Q28. 不合格となった理由を志願者へ開示できないか。

A. 手続きなく開示することはできません。一方で、防衛省に対し不合格事由に関する開示請求を実施することで、開示できる可能性はあります。（試験から一定期間を過ぎた場合などには、開示できないこともあります）。

Q29. 不合格後でも、対策（治療）により次回合格する可能性はあるのか。

A. 不合格となった症状または原因によっては、合格する可能性もあります。

Q30. 改善可能(将来的に合格可能)な項目と不可能(不合格が継続する)な項目を分類できないか。

A. 検査項目が多岐にわたるため、詳細を示すことは困難ですが、航空身体検査に関する訓令の付表第2「不合格疾患等」の記載をご確認ください。既往歴を不合格と示している疾患は、改善不可能な項目に該当します。